

青森県管楽器ソロコンテスト実施規定

第1章 総則

第1条（総則）

青森県管楽器ソロコンテストは、青森県吹奏楽連盟加盟団体から選抜された個人が参加して、毎年1月または2月上旬に実施する。

2 実施要項は、青森県吹奏楽連盟会議で定める。

第2章 実施部門及び参加人員

第2条（実施部門・人員）

実施部門は次の通りとし、参加者は所属する部門に出場する。

①小学生の部 ②中学生の部 ③高校生の部 ④大学・職場・一般の部

第3条（資格）

各部門の参加資格は、青森県吹奏楽連盟に登録している加盟団体の構成員とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

2 伴奏者については資格を問わない。ただし、伴奏者の所属する小学校・中学校・高等学校の所属長及び、小学生や中学生が所属する任意の吹奏楽団体の団体長の許可を得なければならない。

第3章 演奏・審査・表彰

第4条（演奏・審査）

演奏は、ピッコロ、フルート、オーボエ、コールアングレ、クラリネット、ファゴット、サクソフォン、トランペット、ホルネット、ホルン、トロンボーン、バリトン、ユーフォニアム、チューバの管楽器とする。

第5条（伴奏）

伴奏はピアノを原則とし、無伴奏も認める。

第6条（出場停止・入賞取り消し）

参加者の資格、演奏の内容に疑義ある場合は、出場の停止または入賞を取り消すことができる。

第7条（審査・著作権）

演奏者は、任意の独奏曲1曲を演奏して部門ごとに審査を受けるものとする。組曲も1曲とみなす。著作権の存在する楽曲を演奏する場合は、事前に著作権者〈社〉から編曲の許諾、演奏の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで出場することは認めない。

第8条（演奏時間）

演奏時間は4分以内とし、これを超過した場合は、審査の対象としない。

第9条（部門・出演順序）

部門及び出演順序は、会議において決定する。

第10条（審査員）

審査員は理事会において選出し、会長が委嘱する。人数は3名とする。審査方法は、本連盟の定める審査内規による。

第11条（表彰）

部門ごとに、金・銀・銅の賞状と、各部門1名に最優秀部門賞の賞状と副賞を贈る。
全参加者より最優秀グランプリ（1名）を贈る。

第4章 その他

第12条（共催・後援・協賛）

大会の実施にあたって、会議が必要と認めた場合は、共催・後援・協賛団体を持つことができる。また、賞状・副賞の授与を受けることができる。

第13条（改定）

この規定は、理事会の議決により改定することができる。

第14条（付則）

この規定は、平成17年11月26日より施行する。

平成18年 2月25日、一部改正

平成29年 6月 4日、一部改正

令和 元年11月16日、一部改正

令和 5年 4月15日、一部改定